

国立遺伝学研究所研究データの保存・開示に関する取扱いについて

平成31年 3月19日

所 長 裁 定

この取扱いは、情報・システム研究機構研究データの保存・開示に関する要項（以下、「要項」という。）に基づいて、国立遺伝学研究所（以下、「遺伝研」という。）における研究データの保存・開示に必要な事項を定めるものである。

1. 研究データの保存は研究室等主宰者（以下、「PI」という。）の責任において行う。センター等において研究室に属さない研究者による研究データについてはセンター長が責任を負う。
2. 研究データの論文等発表後の保存期間は、原則として次のとおりとする。
 - 一 資料 10年間
 - 二 試料 5年間
3. 紙媒体のノート、電子ノートの記録は、ともに10年保存するものとする。電子ノートについては、ハードディスク、DVD等の記録媒体への保存も認める。バックアップを頻繁に行い、常にデータが保持されるよう努めること。
4. 論文作成に用いた画像や数値データ（塩基配列等の1次データを含む。）については、公共のデータベースへ登録することを原則とする。これができない場合には、研究室で5年間管理することとする。また、PIは、その登録内容・場所等を追跡できるようにすること。
5. 論文作成に用いた生物試料に関しては、可能な限りストックセンター等に寄託する。寄託できないものについては、研究室での5年間の保存とする。但し、寄託できないもので、常時継代が必要な生きた生物材料及び顕微鏡観察等に一時的に用いたプレパラートは保存を義務としない。
6. 他所へ移動する際には、遺伝研と指定の文書により契約を交わすことにより、研究データを持ち出すことを認める。PIは、要項に定める所定の期間、研究データの追跡が可能となるよう努力する。持ち出した研究データは、持ち出した研究者の責任において管理する。開示の必要がある場合は、遺伝研の要請により開示するものとする。
7. 退職等により保管できなくなった場合は、資料は遺伝研が定めた場所に保管するものとする。PIが論文作成に用いないと判断した資料については、10年を経過した

のち破棄できるものとする。試料については、可能な限り同じ分野の研究者等に保存を委託することとし、不可能な場合には管理責任者に保存期間の短縮を文書にて申し出なければならない。

8. 管理責任者は、資料・試料の保存期間の短縮の申出があり、合理的であると判断されるものについては、情報・システム研究機構研究不正防止計画推進室に保存期間の短縮を申し出ることができるものとする。

附 則

この要項は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。